

質問1

当病院では、派遣医師の紹介等で世話になった人に対し謝礼的な意味でリポートを支出しましたが、その支出先を明らかにすると、病院経営に差し支えるため、相手方を明らかにできません。このような費用の支出は、税務上どのように扱われますか。経営上、やむを得ない支出として全額損金に算入できないものでしょうか。

回答

相手方が確認できない支出は、使途秘匿金として損金に算入できず、また支出金額の一定割合を加算した金額の法人税が課されます。

税務上、支出の相手方、支出の目的等が明らかにされない支出金のことを使途秘匿金と呼んでいますが、それは全額損金に算入されません。

つまり、支出の相手方が不明な場合には、実際にそのような支出が行われたかどうか確認できないわけですから、その支出を損金に算入するわけにはいかないのです。もし仮に、このような使途秘匿金を損金に算入するとすれば、実際に支出の事実がないのに、支出があったものとして処理するといったような事例を誘発することになり、弊害が生ずることになります。

したがって、ご質問のようなリポートの支出についても、その支出先が確認できない限り、税務上は損金として認められないこととなります。

そこで、支出する側としては、このような不明瞭な支出を行わないことが必要ですし、また、支出の相手方から、支払先を明らかにしないよう要求があった場合には、相手方に協力を求めて氏名を明らかにするようにして使途秘匿金が生じないようにする努力が必要でしょう。

なお、平成6年4月1日以後に使途秘匿金（法人がした金銭の支出のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由をその法人の帳簿書類に記載されていないもの）を支出した場合は、法人税の額は、その支出の額の40%相当額を加算した金額とすることとされています。

質問2

当医療法人が所属している協会が、このほど会館ビルを建設することになり、各医療法人がその費用の一部を負担することになりました。当法人は80万円を負担することになりましたが、これは特別会費として一時の損金でよろしいでしょうか。

回答

会館は共同的に使用するものであるから繰延資産となります。

会館の建設のために支出した金額の性格は単なる寄付金ではなく、いわばその会館を共同的に使用するものですから繰延資産になります。すなわち、「自己が便益を受ける公共的施設又は共同の施設の設置又は改良のために支出する費用」は繰延資産とされていますが、この場合には共同の施設の設置のために支出する費用になるわけです。つまり、会計上もまた税務上も、支出があれば、それが直ちに損金になるのではなくその支出の効果の及ぶ期間にわたって償却されることになるわけです。

ところで、この繰延資産とされた金額がいかなる償却期間で償却すべきであるかの問題があるわけですが、この点につきましては、法人税基本通達で定められています。それによりますと、その支出した80万円が建物にあてられたものであれば、その建物の耐用年数の10分の7となりますので、鉄筋コンクリートの建物の場合は、事務所用は耐用年数50年ですのでその70%の35年で償却することになります。